

札幌市告示第 1167 号

「札幌市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（平成 30 年札幌市条例第 8 号）」の別表における地域を指定する告示（平成 30 年札幌市告示第 1473 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

札幌市長 秋元 克広



(1) 第 1 項の表南区の項中「北海道札幌市立豊成養護学校」を「市立札幌豊成支援学校」に改め、同表西区の項中「北海道札幌市立北翔養護学校」を「市立札幌北翔支援学校」に改める。

(2) 附則として次のように加える。

附 則（令和 4 年度札幌市告示第 1118 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年度札幌市告示第 1167 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。